

神奈川県本部

〒231-0025 横浜市中区松影町2-7-12飯田ビル

TEL: 045-663-4061 FAX: 045-663-4062

メール: nenkinkanagawa@nifty.com

12月1日現勢 組合員 10,596人

機関紙 6,537部

年金切り下げ阻止2013年度版署名 13,644筆



しゃにむにでも全国10万、神奈川県1万やろう

年金減額に怒り、怒り、怒り

サークルや忘年会でも親せき友人にも 不服審査請求開始

臨戦体制

「やろう」としてやるヨ、ヤルの」――保土ヶ谷支部の座席付近から掛け声あり。森口藤子中央本部副委員長が年金引下げの不当性や不服審査請求運動の意義と各地の行動状況を話している時です。会場は大笑い。張りつめた緊張が飛びました。森口副委員長も「しゃにむにでも10万、やりましょう」と力が入りました。

12月3日、横浜中区の健康福祉センターで開かれた「不服審査請求・仲間づくり総決起集会」。参加者は200人。集会后、桜木町駅前から県庁、横浜市役所までデモ。「年金の2・5%削減反対」



「年金引き下げはヤメロ」力強いシュプレヒコール（12月3日）

役員は自信を持って運動広げよう（声）「仲間増やし運動では秦野支部の成果は大きな教訓です。」（伊勢原支部小倉克充）「不服審査請求を成功させるにはきめ細かい対応と役員が一人ひとり自信を持って運動を広げることが大事。」（愛川年金者の会 萩原剛）の感想にあるように、内容の濃いものでした。

「真剣に不服審査請求運動に取り組んでいきたい」（小田原支部 山岸正江）「今、取組みを始めたばかりだが、12月中には全員に当る」（秦野支部 中山尚夫）そうです。不当な年金引下げにたちむかうには不服審査請求運動の成功しかないのです。力をあわせましょう。（大蔵敦子）



ウクレレとコカリナの伴奏で歌はつきません。円内は島内支部長。

大井町に49番目の支部誕生 準備4カ月 13人増やして独立

最明寺跡地で旗揚げ

【詳細は次号】県内で49番目、全国では895番目の支部が大井町に誕生しました。小田原地方支部（1市7町）からの分離独立です。愛称「大井町年金者の会」。組合員数は26人です。

12月1日、頼朝、北条ゆかりの地、松田山頂上近の最明寺跡公園に大井町の組合員や来賓ら30余人が

駆けました。静寂の境内に喜びの歌声が流れました。野外での旗揚げは聞いたことがありません。新支部長、島内正年さんは「準備4カ月、13人の仲間を増やして独立した。高齢者と町のパイプ役をしっかりと果たしたい」と力強く宣言しました。

団地宣伝で10人加入

さびしい、不安だから 公にすぐ駆けつける秦野支部



下大槻団地で宣伝する秦野支部の仲間

秦野支部が湧いています。11月2日と18日の2回、市の東にある公団・下大槻団地で加入宣伝したところ、10人も入ったのです。チラシを入れた封筒には支部の連絡先を書き、1200枚を配りました。すぐ反応があり、最初が6人、次が4人加入しました。若井吉太郎書記長が言います。「いいことはすぐやる。連絡があったらすぐ行く。これが肝心。」支部長の菅野明さんも「配った午後から電話が次つぎに入り、手分けしてすぐにかがった。介護の妻のために料理を学びたいという男性もいましたが、多くはひとり暮らしでさびしい、不安だ、が共通した加入理由でした」と話しています。



書き方猛練習 不服審査請求運動 金沢、麻生の役員

川崎麻生支部や横浜金沢支部の役員では、役員先頭に不服審査請求書の書き方を練習しています。麻生支部では住所にはアパート名も必要?とか、どこを書けばいい?などの質問が出されました。誰に誰が行くのか決めました。*県本部から書き方見本が出ています。

年金相談室 ☎ 045-663-4061

ご利用のみなさんへ：◆あらかじめ電話をいただければ幸いです。

毎月第2火曜日 午後1時から4時

場所：横浜市中区松影町 2-7-12 飯田ビル 2F

高齢者福祉で懇談

横浜・川崎の支部協

懇談継続を確認

横浜支部協議会の加藤議長以下6人は11月7日、「女性高齢者生活実態調査」をもとに高齢福祉課長らと懇談しました。

①単身高齢者の入居施設、②特別養護老人ホームの数、費用、減免制度、



川崎支部協(手前)と川崎健康福祉局との懇談

は〜い健康体操

3支部が県助成認定

神奈川県「生きがいづくり支援事業」の助成を受け健康体操が開始。横浜みなみ支部では、映画見る会で、旭支部では太極拳と市民の森ウォーキング、泉支部では「ミニ健康体操」。3支部4



健康体操をする横浜みなみ支部



鬼怒川下りを楽しんだ中支部



伊豆熱川温泉への一泊旅行(神奈川支部)

川崎支部協議会は11月27日、13人が健康福祉局と懇談。高齢者施策について誠意ある説明がありました。

支部協参加者から、国の政策が後退していく中、市独自の施策についての質問や、施策の理解を深める学習の大切さが語られました。

生き生き作品展

横浜戸塚と泉支部

戸塚支部結成10周年記念第4回「生き生き作品展」が11月20日から24日まで、さくらプラザ3階ギャラリーで開かれました。

泉支部は11月20日〜25



戸塚支部の作品展



泉支部の作品展

日まで、文化センターで。組合員56人の作品100点展示され、大勢の方が来場しました。

140人熱気あふれた総会

会長・大貫さん、事務局長・小早川さん



11月29日、横浜市会館で第10回女性の会総会が開かれ、熱気あふれる意見が出、会長には大貫多喜子さん(再)、事務局

長に小早川敏枝さん(新)を選出。不服審査請求や仲間ふやし、20周年記念行事の成功に向け決意を新たにしました。(詳細は)

のサークルが認定され、インストラクターが来て体操を指導しました。

金沢中 紅葉の鬼怒川

神奈川 伊豆熱川へ 格安のオオルリ観光で一週間違いの鬼怒川紅葉

を満喫した金沢支部と中支部。金沢支部は電車を乗り継いで龍王峡へ、支部初一泊旅の中支部は、水しぶきをあびて鬼怒川を舟下り。

神奈川支部は28人で伊豆熱川温泉へ。車内禁酒とあって昼飯はグイグ

イ。金額で納得した旅でした。

戸塚で輝け！高齢期

年金者は290人 日本高齢者大会の神奈川版。「第9回輝け高齢期のつどい」が、11月22日、横浜戸塚公会堂に



第9回輝け高齢期のつどい(戸塚公会堂)

神奈川の地酒今昔

第1回



横浜大空襲の直後、6人の子の母を急逝で失った父が泥酔する姿を見て、酒飲みが大嫌いだっただけが、労組青年部の丹沢ハイクのあ

とのうちあげで飲んだ丹沢地酒「白笹鼓」から日本酒好きになって50年です。

で、「神奈川と関東の地酒を知る会」を



1983年に立ち上げたが今は休会中。一時、会員が1000人超に。1986年から、横浜北部のタウン紙「朝日エコー」(故松永峻さんがスタッフだった)に、「長谷川みちひろ酒蔵」を11年間、171回の連載。

いっぽう、神奈川の酒造は、連載当時の21蔵が今は13蔵に。しかも、「造り」から「酒票」まで、様変わり。

そんなわけで、今昔の形で、酒蔵を伝えます。よろしく。

(横浜西支部支部長)

神奈川年金者文芸

(俳句)

福島は初紅葉なり里の秋

愛川支部 角谷 朝生

今が好き小菊の香り続く道

愛川支部 森田 京子

御地蔵は置いてきぼりや神の旅

平塚支部 坪井 裕春

紅葉狩り選ぶふたりの旅衣

平塚支部 高橋 福松

雲走る甲斐の山路や花梨の実

平塚支部 寺田 公明

(川柳)

元総理原登0を唱え出す

旭支部 本間純根花

庶民いじめ軽自動車にも増税案

旭支部 毛利やすひこ

コンビニのケーキで済ます結婚日

愛川支部 青井 功

万歩計今日も歩足らず千歩計

愛川支部 萩田美智子

偽メニュー行ったこと無いだけ

愛川支部 田辺 弘己

シリーズ15 年金あれこれ

A子さん(68歳)から相談があった。Aさんの夫は30歳ころから脱サラして自分で印刷関係の会社を立ち上げ、厚生年金にも加入して頑張ってきた。

A子さんも夫を支え会社の役員として続けてきたが、Aさんが64歳の時、夫が病死したため、Aさんは夫の後を継いで会社の社長として厚生年金にも

加入して働いてきた。68歳になって会社を息子に任せ、会社を退き厚生年金の加入もやめた。Aさんは65歳から夫の遺族年金と自分の厚生年金を優先して全額支給し、遺族年金は妻の厚生年金の額を差し引いた差額を支給することとなり、日本年金機構で自動改定することになった。改正前は65歳時に妻が有利な選択をできることになっていた。遺族年金は非課税扱いだが厚生年金は課税扱いとなるため、手取り収入を考えた場合、遺族年金を選択したほうが得になる場合もあった。二つ

遺族年金制度に問題あり

歳以降約3年間厚生年金に加入した分の年金は増額となったが、増額された額が遺族年金から差し引かれていた。受け取れる年金総額は65歳の時とあまり変わらない額となっており、65歳以降3年間厚生年金の保険料を掛けたのに、受け取れる年金総

額では増額されないことになり、Aさんは納得できず説明してほしいと相談に来た。

2007年に遺族年金制度が改正され、妻の厚生年金を優先して全額支給し、遺族年金は妻の厚生年金の額を差し引いた差額を支給することとなり、日本年金機構で自動改定することになった。改正前は65歳時に妻が有利な選択をできることになっていた。遺族年金は非課税扱いだが厚生年金は課税扱いとなるため、手取り収入を考えた場合、遺族年金を選択したほうが得になる場合もあった。二つ

以上を年金を受給できる場合は、他の年金の時を選択制となっているのだから、遺族年金と厚生年金も改正前のように選択制に戻すべきではないだろうか。

(鎌倉支部 社会保険労務士 夏野弘司)



相談に応じる夏野さん(左)